



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

最高裁判所の労働判例（最高裁判所令和2年10月15日判決）及びゲームサイト規約の適法性が争われた判例（東京高裁令和2年11月5日判決）をご紹介します。

◇同一労働同一賃金に関する最高裁判決～第2弾～ （最判R2. 10. 15）

1. 事案の概要

最高裁は、前号でご紹介した判決に引き続き、日本郵便株式会社の有期契約社員に関し、夏期休暇、冬期休暇、年末年始勤務手当、病気休暇、祝日給及び扶養手当に関する差異について、労働契約法（現在の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条）に違反するか否かを判断しました。

2. 判決要旨

各待遇の差異について、次のとおり判示して労働契約法に違反するとの結論に至りました。

- ① **夏期冬期休暇**は、年次有給休暇等とは別に労働から離れる機会を与える目的であるが、その取得の可否や日数は勤務期間に比例しておらず、その趣旨は**有期契約社員にも妥当**する。
- ② **年末年始勤務手当**は、最繁忙期における勤務であること及び多くの労働者が休日中に勤務すること等から支給されるものであり、その支給額が実際に勤務した時期と時間に応じて一律であることからすると、その趣旨は**有期契約社員にも妥当**する。
- ③ **私傷病休暇**に対して**有給休暇**が与えられるのは、生活保障を図り、継続勤務への期待を目的としており、その趣旨は**有期契約社員にも妥当**する。
- ④ 正社員については年始期間の**祝日給**は、その期間の勤務に対する代償であると解され、その趣旨は**有期契約社員にも妥当**する。
- ⑤ **扶養手当**は、生活保障や福利厚生を図り、継続雇用の確保を目的としており、**有期契約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務が見込まれるのであればその趣旨が妥当**する。

3. コメント

最高裁は、賞与、傷病手当及び退職金の差異については不合理な差とはいえない旨の判断を示しましたが、上記のとおり、扶養手当等については不合理な差異であると判断しました。正社員（無期契約社員）と有期契約社員との間の待遇の差異については、その趣旨等から不合理か否かを検討する必要があるということと考えられます。

◆ゲームサイト規約の不当性を認定する判決（東京高判R2. 11. 5）

埼玉県の適格消費者団体は、DeNA社の運営するゲームサイト「モバゲー」の利用規約が消費者契約法に違反するとして、こうした条項を含む契約の締結を差し止めるよう求め、訴えを提起しました。

1. モバゲー規約の問題点

モバゲーの規約には、

- ・パスワード管理の不備によって会員が損害を被った場合、DeNA社は一切の責任を負わない
 - ・同社の判断でサイトの利用資格を停止した会員に損害が生じた場合でも一切の責任を負わない
 - ・支払済みの料金は理由を問わず返還しない
- といった条項が含まれていました。

原告である消費者団体は、**上記条項は、故意・重過失がある場合も含め、DeNA社が一切の賠償責任を免れると解釈する余地があり、消費者契約法8条1項1号、3号に違反すると主張したところ**、一審のさいたま地裁と控訴審の東京高裁は、いずれもこうした主張を認めました。

2. 事業者の免責に関する法的な規律

- (1) 消費者契約法8条1項は、**事業者の損害賠償責任を全て免除する条項、事業者が賠償責任の有無を決定する権限を認める条項、事業者が故意・重過失がある場合に、その賠償責任を一部でも免除する条項を無効**としています。そのため、「理由の如何を問わず、当社は一切の損害賠償責任を負いません」といった条項は、同法に反して無効とされるのです。
- (2) 民法548条の2第2項は、定型約款に関し、**相手方の権利を制限し、義務を加重するもので、社会通念や信義則等に反し、相手方の利益を一方的に害すると認められる場合には、当該条項について合意しなかったものとみなして**います。上述の「理由の如何を問わず…」といった条項は、民法に照らしても、その効力を否定されるでしょう。

3. 最後に

不特定多数の人を相手とする契約については、予め定めた約款に基づいて締結せざるを得ない場合が多いですが、上述の通り、その規程振りについては、各種法規に適合するように慎重を期する必要があります。こうした規程を定めるに当たっては、是非一度弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆道路法等の一部を改正する法律（令和2年11月25日施行）

近年の大型車両による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化等事業者負担が増大しており、通行手続の合理化への対応が課題となっていることから、大型車両の通行に係る手続の合理化、**特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便推進道路の指定制度の創設**等の措置を講ずるとともに、頻発化する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の**国土交通大臣による権限代行制度の拡充**の措置が講じられます。